



Tax Watch Update

Issue No. 8

2011年10月

法人所得税	2
外国契約者税	4
二重課税条約	5
付加価値税	6
関税及び登記手数料	7
移転価格税制	8

概要

- ▶ 10桁税コードはほとんどの事業体に付与されるが、13桁税コードは支店、駐在員事務所などのみに付与されます。不適切な税コードを使用している場合、取り消しの対象となり新税コードの申請をする必要があります。
- ▶ 2004年 - 2006年に上場した事業体の50% CIT削減に関するガイダンス。
- ▶ 0L2863により、資産売却による収入は法人所得税上「その他収入」ではなくて「事業収入」と見なされません。
- ▶ 事業体は税コードの取消期間中にも法人税確定申告書を提出しなければなりません。
- ▶ 交換、寄付、贈り物や内部消費用品・役務はCIT課税対象に所属する。
- ▶ 外国請負者によって前年度に完結した業務にかかる費用はベトナム事業体によって支払が行われた会計年度に損金計算可能な費用として計上される。これに関する損失は繰越が可能です。

法人所得税 (CIT)

10桁税コードと13桁税コード

財務省の2011年9月6日付けOfficial Letter 3173/TCT-KKは税コード登記を以下通りガイドラインしました：

- ▶ 10桁の税コードは法人納税者に付与されます。
- ▶ 13桁の税コードは、事業活動を有し、税務当局に直接に税金を申告し、納税する法人の支店、駐在員事務所、店舗、工場に付与されます（本社が海外に存在する外国法人の支店を除く）。

従って、事業体が不適切な税コードを付与された場合（例：13桁の税コードの代わりに10桁の税コードを付与された、或いは逆の場合）、不適切な税コードの取り消し手続きを遂行して、新税コードの申請をする必要があります。（税務総局のOfficial Letter 3173/TCT-KKによる）。

2004年 - 2006年に上場した事業体の50% CIT削減

2011年8月19日付けOfficial Letter 2924/TCT-PCは2004年 - 2006年に上場した事業体の50% CIT削減を規定しました。

上場により、2008年が50% CIT削減申請の最初の年となる場合、2009年度の残りの期間も該当優遇措置を適用されます。

2008年に、50% CIT削減の優遇措置適用に基づき税金を申告しない場合、2009年01月01日より発行となった改定法人税法により、2009年から事業体は該当優遇措置を適用されません。

本0L2924には「事業体が50% CIT減税の優遇措置適用に基づき税金を申告したが、税務当局が、上場による税制上の優遇措置を否定し税金徴収を遂行した場合、一貫した上場による税制優遇適用のため、納税者は更なるレビューと過年度の改定申告の請求つつある。」と明記しました。

工場売却による収入は「その他収入」ではなくて「事業収入」と見なされます。

CITに関するDecree 124により、固定資産売却による収入はその他収入であると認められますが、税務総局の2011年8月16日付け0L2863/TCT-KKにより、困難で倒産危機がある会社に損害を最小限に抑えて生産・資本金の再組織をする目的で土地所有権、建物、機械、設備及び工場の従業員を含める工場譲渡による収入は事業収入に計上できます。従って、当該譲渡による損益は当期営業活動による課税所得と認識され、損益を発生した年度より5年間以内に繰り越すことができます。

通常、課税所得を計算する時、当該収入はその他収入として計上されますので、0L2863のガイダンスは資産譲渡が全ての要件を満たす特定の場合にのみ適用されます。従って、事業体は自らの具体的な状況を認識し、適用できるかないかを税務当局に確認する必要があります。

事業体は税コードの無効期間中も税務申告書を提出しなければなりません。

2011年8月23日付け0L2966/TCT-KKにより、税コードを無効化された時に、商品・役務の購入等のインボイスに対して、事業体は規定通り税金を申告し、申告書を提出しなければなりません。法人税の計算に際しての損金算入費用と認められる場合、事業体は当該費用を課税所得から控除して申告することが可能です。

交換、寄付、贈り物や内部消費商品・役務に対するCIT

2011年8月11日付け0L 2779/TCT-CSIは「交換、寄付、贈り物や内部消費商品・役務の課税価格は交換、寄付、贈り物や内部消費時点の類似或いは同等商品・役務の市場価格を根拠にして決定される」と確定しました。従って、税務ペナルティーを避けるために、事業体は当該商品・役務に関するCITを申告しなければなりません。

前年度に発生した請負者の費用控除

2011年8月24日付け0L 2994/TCT-KKは「外国契約者が前年度に実施した業務にかかる費用はベトナム事業体によって外国契約者に支払われる会計年度に損金計算可能な費用として計上される」と明らかに規定しました。当該費用により損失になる場合、事業体は規定通り損失を繰り越すことが可能です。

概要

- ▶ 10桁の税コードは外国契約者の最初の契約及び下請業者の最初の契約時に発行され、13桁の税コードは後続の契約に発行されます。従って、後続の契約に発行された不適切な10桁のコードをクローズして、13桁のコードを取得する必要があります。
- ▶ ベトナム国内の個人及び組織のために海外に於いて行なわれた広告やマーケティング、投資と貿易の促進、物品販売向け仲介などのサービスはFCT対象外に所属します。

外国契約者税 (FCT)

外国契約者の契約用税コード

税務総局が2011年8月12日に発行した0L2803/TCT-KKは、10桁の税コードは外国契約者の最初の契約及び下請業者の最初の契約時に発行され、13桁の税コードは後続の契約に発行されると規定しました。

その結果、すでに後続の契約に発行された10桁のコードをクローズして、新しい13桁のコードを地方税務当局から取得する必要があります。さらに、最初の契約が完了すると、10桁の税コードは閉じてはいけません。

FCTの対象外取引

税務総局の2011年8月15日付け0L2832/TCT-CSにより、ベトナム国内の個人及び組織のために海外に於いて行なわれた広告やマーケティング、投資と貿易の促進、物品販売向け仲介などの特定のサービスはFCT免除対象に所属します。但し、FCT免除を受けるために、納税者は適切な書類を持っている必要があります。

概要

- ▶ ベトナムと韓国間租税条約の適用に関するガイダンスにより、ベトナム側の不動産価値が企業の総資産価値の50%以下を占める場合、資本譲渡所得はCITを免除されます。

二重課税条約

ベトナムと韓国間租税条約による資本金譲渡所得に対する税金

ベトナムと韓国間租税条約による資本金譲渡所得税の免税優遇措置の適用を明瞭にするため、税務総局は2011年8月15日付け 0L2835/TCT-HTQT を公表しました。この 0L の特筆すべき重要な点を以下に記しました。

- ▶ 資本譲渡時点に、ベトナム側の不動産価値が企業の総資産価値の50%以下を占める場合、資本譲渡所得に対する所得税が免除されます。
- ▶ 上記の比率が50%以上の場合、ベトナムに於ける所得に対するCITの支払いが必要となります。

条約を適正に適用したという証明及び、総資産価値に占める不動産価値の比率を確認するために、譲渡時点のベトナム企業の監査済み財務諸表は税務当局に提出される必要があります。

概要

- ▶ 活動停止することのないプロジェクトの譲渡は資本譲渡と見なされるので、VAT対象に所属しません。
- ▶ 納税者は交換、寄付、贈り物や内部消費商品・役務の仮受VAT申告に留意する必要があります。

付加価値税（VAT）

活動停止することのないプロジェクトの譲渡は VAT 免除対象に属します。

税務総局の 2011 年 8 月 5 日付け OL2707/TCT-CS により、原則として活動停止することのないプロジェクトの譲渡は資本譲渡と見なされるので、VAT 対象に所属しません。

交換、寄付、贈り物や内部消費商品・役務の仮受 VAT 申告

2011 年 8 月 11 日付けの OL2779/TCT-CS は交換、寄付、贈り物や内部消費商品・役務の仮受 VAT 申告を再規定しました。当該商品・役務の課税価格はその取引が発生する時点の類似或いは同等商品・役務の市場価格とします。

概要

- ▶ EPEによる当該EPE外の倉庫の賃貸は許可されていません。
- ▶ ソフトウェアの輸入は関税手続の対象外です。
- ▶ 2011年8月31日に発行した登記手数料に関するCircular 124/2001/TT-BTCは2011年10月15日より有効となります。

関税及び登記手数料

EPEによる当該EPE外の倉庫の賃貸は許可されていません。

税関総局の2011年9月9日付0L4407/TCHQ-GSQLは「EPEによる当該EPE外の倉庫の賃貸は許可されません」と確認しました。この確認はDecree 108/2006/ND-CP第19条に規定した「工業団地に設置する事業体は事業目的のために工業団地内の倉庫を賃借する権利を持つ」内容に一致しています。

ソフトウェアの輸入は関税手続の対象外です。

税関総局が2011年8月31日に発行した0L4286/TCHQ-GSQLは輸出入商品一覧及び関税率一覧にソフトウェアのHSコードを提供しないことを明らかにしました。従って、ソフトウェアの輸入は関税に関する法律の適用範囲外であり、それに応じて、ソフトウェアの輸入時に税関手続きを遂行する必要がありません。

登記手数料に関する新たなガイダンス

2011年8月31日に、財務省は登録料を詳細にガイダンスするCircular 124/2001/TT-BTC (Circular 124) 発行しました。Circular 124は、2010年4月26日付け68/2010/TT-BTCに取って代わり、2011年10月15日より有効となります。

- ▶ Circular 68と比較してCircular 124は以下の通り登録料に関するさらに詳細なガイダンスを提供しています。登録手数料を納める対象は船舶、ヨットや航空機に拡張されています。
- ▶ 登記手数料の計算方法は統一化され、登録手数料を納める全て対象に適用されます。その方法は登録手数料を計算する価格（中央所属省・都市人民委員会によって発行された価格）及び登録手数料の比率(%)を根拠にします。
- ▶ 10席以下（運転手席も含める）の乗用車、飛行機、ヨットを除いて、登録手数料の最大額は5億ドン/1資産/一回とします。
- ▶ 10席以下乗用車の登記手数料比率を10%–15%から10%–20%まで上げます。

本Circularの詳細にお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

概要

- ▶ 500 の事業体への税務調査の結果により、国家予算の徴収額が 12,000 億ドン増加したと同時に外資企業の損益が 36,000 億ドン減少しました。
- ▶ 税務当局は更に 700 の赤字報告事業体に対する税務監査を計画しています。
- ▶ 改定税務管理法は税務職員の権限を強化すると共に、外国税務当局との情報交換体制を確立します。
- ▶ 2006 年度から移転価格税制の遵守及び関連リスク管理に関する状況の把握を提案致します。

移転価格税制

移転価格税制への取り組み強化及び税務当局の調査は国家予算の徴収額を増加させました。。

2011 年 11 月に行なわれた税務・税関の政策、手続きに関する対話会に於いて、Do Hoang Anh Tuan 財務省副大臣は中央所属省・都市の税務当局が移転価格税制への取り組みに成功したと発表しました。税務調査は赤字報告事業体に焦点を当てて、国家予算への徴収額を 12,000 億ドン増加させたと同時に外資企業の損益を 36,000 億ドン減少させました。各税務当局は 500 の赤字報告事業体に対して移転価格税務調査を実施し、年末までに、他の 700 の赤字報告事業体に対する税務調査を計画しています。

更に、近い将来に改定税務管理法（2012 年中旬に発行する予定）の重要な変更があると共に、外国税務当局との移転価格税制に関する情報交換体制が確立されます。

上記の情報は過去数年に移転価格を利用した赤字事業体に対する税務調査に焦点を当てることに関する Do Hoang Anh Tuan 副大臣との対話会に於いて強調されました。詳細情報は我々の 2011 年 8 月 Tax Alert「ベトナム税務総局が移転価格税制への取り組みを強化」に記載しましたので、ご参照ください。

移転価格リスク及び税額調整を最小限に抑えるために、納税者は (i) 年次関連当事者間取引の移転価格フォームに記載された情報及び適用される価格の決定方法の正確性確保、(ii) 2006 年から今年度までの移転価格文書の保管 (Circular 117/2005/TT-BTC は 2006 年から移転価格フォーム及び移転価格文書の保管を規定しました。この Circular は同様規定を有する 2010 年 6 月 6 日より発効となった 66/2010/TT-BTC に取って代われました。Circular 66 は上記と同様に規定しています) を実施する必要が御座います。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター
thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター
trang.pham@vn.ey.com

Hoang Vu Phan ディレクター
hoang.vu.phan@vn.ey.com

The Gia Tran シニア・マネージャー
the.gia.tran@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー
fuyuki.anzai@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー
christopher.butler@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター
sarah.jubb@vn.ey.com

Nitin Jain ディレクター
nitin.jain@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh シニア・マネージャー
thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当マネージャー
Takahisa.Onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000178

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。